

3. 研究大会報告公募に関するレフェリー制運用細則

第1条 目的

研究大会報告公募に関するレフェリー制の運用に関する手続を明確にするため、この細則を定める。

第2条 レフェリーの選任等

レフェリーによる審査は、研究企画委員会が、以下の各号に定める要領でレフェリーを選任する。

- 一. 研究企画委員会委員長は、研究企画委員会幹事と相談の上、3名のレフェリーを選任する。
- 二. レフェリーの選任にあたっては、以下の基準に従う。
 - ① 応募された報告内容の専門分野を考慮する。
 - ② 会員の中から選ぶ。
 - ③ 師弟関係にある者は避ける。
 - ④ 同一職場の者は、できるだけ避ける。
 - ⑤ 同一の者に頻繁に依頼することは、できるだけ避ける。
 - ⑥ 個別報告公募の応募者ならびにパネル公募分科会の企画責任者、座長、報告者およびコメンテーターのいずれかが研究企画委員である場合には、研究企画委員がレフェリーとなることは避ける。
- 三. レフェリーとの連絡事務は研究企画委員会委員長あるいは同委員会幹事が行う。

第3条 審査に関する秘匿義務

- (1) 研究企画委員会委員長は、レフェリーの決定にあたり、研究企画委員会幹事と協議するにとどめる。レフェリーとの連絡調整に際し、レフェリーに対しても、レフェリー依頼の事実を含め審査にかかる一切の事項の秘匿を求める。
- (2) 研究企画委員会委員長および研究企画委員会幹事は、レフェリー制の公正な運用を確保するため、やむを得ない場合を除き、何人に対してもレフェリーおよび応募者の氏名を含め、審査にかかる一切の事項を秘匿しなければならない。

第4条 審査結果の報告等

- (1) レフェリーは、審査対象応募書類の受領後、原則として2週間以内に、審査の結果を、別に定める書式に基づく審査結果報告書を添付して、研究企画委員会委員長に報告しなければならない。

(2) 審査の結果は、「報告可」、「改善の上、報告可」および「報告不可」の3種類とする。レフェリーは、審査の結果を示すにあたり、必ずその理由を明らかにしなければならない。なお、レフェリーは、審査の際に、研究大会報告公募制度が、学会員の研究意欲を喚起し、学会活動の一層の活性化をはかるという目的で行われていることを考慮する。

(3) レフェリーが応募された研究報告の内容につき改善の必要性を指摘しているとき、研究企画委員会委員長は、当該指摘に基づいて応募者に対し必要な改善を求めなければならない。レフェリーが付した指摘に基づいて応募者が応募書類を再提出する場合は、研究企画委員会委員長は、当該応募書類を重ねて当該レフェリーによる審査の対象とする。

(4) 研究企画委員会委員長は、レフェリーの審査結果に基づき、報告の可否等について決定する。

第5条 改正

この細則の改正については、研究企画委員会が審議し、決定する。

附則

この細則は、2025年3月1日から施行する。